

蒼国際学院 学則

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第1条の規定に基づき、外国人留学生に対する日本語教育を通じて、日本語能力及び考える力を向上に資すると共に、多文化共生意識の醸成を図り、多文化共生社会において活躍できるグローバル人材の育成を目的とする。

（名称）

第2条 本校は、「蒼国際学院」（英語表記：Ao International School）と称する。

（所在地）

第3条 本校は、大阪市東淀川区豊新五丁目6番3号に置く。

（自己点検・自己評価）

第4条 本校は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に則って、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は別途定める。

第2章 修業期間、授業日数及び休業日

（課程・修業期間・学生定員）

第5条 本校の課程、修業期間、学生定員、及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部	課程名	就業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学 2年コース	2年	60名	3クラス	4月生 60名
	小計		60名	3クラス	60名
第2部	進学 1年6か月コース	1年6か月	40名	2クラス	10月生 40名
	小計		40名	2クラス	40名
計			100名	5クラス	100名

（始期・終期・学期等）

第6条 本校の各コースは、4月（又は10月）に始まり、3月に終わる。

2 前条の期間を分けて、次の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 校長が特に必要があると認めたときは、前項の期間を変更することができる。

(授業日数及び休業日)

第7条 本校が授業を開講できる日数は1年から以下の休業日を除いた日数とする。

2 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 3月中旬から4月上旬まで

(4) 夏季休業 7月下旬から8月中旬まで

(5) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

ただし、長期休暇の詳細は、毎年度「学校カレンダー」にて定めるものとする。

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、下記のとおりとする。

	午前クラス	午後クラス
1 限目	9：00～9：50	13：10～14：00
2 限目	10：00～10：50	14：10～15：00
3 限目	11：00～11：50	15：10～16：00
4 限目	12：00～12：50	16：10～17：00

2 校長が特に必要があると認めたときは、前項の授業の終始時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業日時数及び学習の評価

(日本語教育課程)

第9条 本校には、以下の表の各課程別日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、授業科目及び授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とする。

教育課程【進学2年コース】

学習期間：2年間、到達目標：C1レベル、授業科目：聴解（205時間）、読解（203時間）、

会話（123 時間）、発表（116 時間）、記述（114 時間）、語彙（201 時間）、文法（203 時間）、表記（147 時間）、試験対策（96 時間）、日本事情・文化理解（44 時間）、クラス活動（52 時間）、フィールドワーク（16 時間）、卒業発表（20 時間）、異文化交流（36 時間）、キャリア教育（24 時間）

教育課程【進学 1 年 6 か月コース】

学習期間：1 年 6 か月間、到達目標：B2 レベル、授業科目：聴解（151 時間）、読解（149 時間）、会話（83 時間）、発表（80 時間）、記述（80 時間）、語彙（147 時間）、文法（149 時間）、表記（93 時間）、試験対策（96 時間）、日本事情・文化理解（44 時間）、クラス活動（32 時間）、フィールドワーク（16 時間）、卒業発表（20 時間）、異文化交流（36 時間）、キャリア教育（24 時間）

（クラス編成）

第 10 条 クラスは、学生の日本語能力等を基準に 20 名以下ごとに分けて編成する。

（学習の評価）

第 11 条 学習の評価は、定期試験、パフォーマンス、提出課題、学習姿勢等の評価を総合して決定し、A～E の 5 段階評価とする。

第 4 章 教員及び職員組織

（教員及び職員組織）

第 12 条 本校に、次の教員及び職員を置く。なお、下記（1）～（6）は兼務することができる。

- （1） 校長（必要に応じて副校長を置くことができる）
 - （2） 主任教員（必要に応じて副主任を置くことができる）
 - （3） 日本語教員（主任教員除く） 4 名以上（うち本務等教員 2 名以上）
 - （4） 生活指導担当者 2 名以上
 - （5） 事務統括責任者 1 名以上
 - （6） 事務職員（事務統括責任者を除く） 1 名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属教員及び職員を監督する。
 - 4 主任教員は、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、教務を統括する。
 - 5 事務統括責任者は学校事務を統括する。

（教員会議）

第 13 条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

- 2 教員会議は校長又は主任教員が主宰する。

第5章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける経費支弁者を有する者

(入学時期)

第15条 本校への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続き)

第16条 本校への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、第24条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第24条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第17条 学生が疾病や事故その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学期間を記載した休学届に、診断書等必要書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、その旨を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学・転学)

第18条 退学又は転学しようとする者は、退学・転学届にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 災害、伝染病等により学校運営が困難となった場合には、提携する日本語学校またはその他受け入れ機関等への転学支援を実施する。

(修了・卒業の認定)

第19条 校長は、第11条に定める教育課程で定められた各授業科目の学習評価において、在学期間を通して全ての成績（A～Eの5段階評価）がD以上、出席率85%以上であり、学費を完納したのに対して当該課程の修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍することがある。

- (1) 授業料の納付期限を経過し、督促しても納付しない者。
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 法律違反等により刑事罰を受けた者。
- (4) その他校長が必要であると認めた者。

(褒賞)

第 21 条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となるに者に対して、別に定める褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 22 条 学生で本校の学則、その他本校が定める諸規則を守らず、その他学生の本分にもとる行為があったときは校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の 3 種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく出席できない者。
 - (4) 本校の秩序を乱し、学生の本分に著しく反した者。
 - (5) その他校長が必要であると認めた者。

(帰国)

第 23 条 本校を退学、除籍となった場合は、速やかに帰国し、帰国後に本校に報告しなければならない。

第 6 章 学生納付金

(学生納付金)

第 24 条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

課程名	検定料	入学金		授業料	施設費	設備費	教材費	課外活動費	保険・健康管理費	計
進学 2 年 コース	20,000	80,000	1 年目	660,000	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	1,580,000
			2 年目	660,000	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	
			計	1,320,000	40,000	40,000	40,000	20,000	20,000	
進学 1 年 6 か月 コース	20,000	80,000	1 年目	660,000	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	1,210,000
			2 年目	330,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000	
			計	990,000	30,000	30,000	30,000	15,000	15,000	

※上記に別途消費税を加算する

(納入)

第 25 条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学した場合、教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 26 条 学生が、正当な理由なくかつ所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第 27 条 既に納付した学生納付金は、原則として返金しない。ただし、別途細則に定める規定に該当する場合には、その規定に則って返金する。

第 7 章 雑則

(寄宿舎)

第 28 条 寄宿舎に関する事項は、必要に応じて校長が別に定める。

(健康診断)

第 29 条 健康診断は毎年 1 回以上、別途細則に定めるところによりに実施する。

(細則)

第 30 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則

この学則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

細則

この細則は、蒼国際学院 学則（以下「学則」という。）第 30 条の規定に基づき、学則の施行に関し必要な細目を定めることを目的とする。

第 1 条 学則第 4 条に定める点検及び評価の実施に関しては、「自己点検・自己評価実施要項」に則って実施するものとする。

第 2 条 学則第 21 条に定める褒賞に関しては下記のとおり定める。

蒼国際学院学校奨学金（学内）

- (1) 日本語能力試験 N1、N2 の成績優秀者
- (2) 日本留学試験 成績優秀者
- (3) 出席優秀者 1 年 1 回支給

第 3 条 学則第 27 条に定める学生納付金の返還に関しては、下記のとおり返還規定を定める。

返金規定

【在留資格認定証明書が不交付の場合】

出願選考料を除く全納入金を返還する。

【在留資格認定証明書は交付されたが入国査証の申請を行わず不來日の場合】

選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却が必要。

【在外公館で入国査証の申請をしたが認められず來日できなかった場合】

選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認が必要。

【入国査証を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合】

選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入国査証が未使用でかつ失効が確認できたうえで入学許可書の返却が必要。

【入国査証を取得し來日したが未入学の場合】

原則として返還しない。やむを得ない事情があると校長が認めた場合には、授業料及び諸費用の一部を返還することがある。ただし、帰国し「留学」の在留資格が消失したことの証明が必要。

【入学した学生が自己都合により中途退学した場合】

原則として返還しない。進学や就職等の正当な理由があると校長が認めた場合には、金額授業料及び諸費用の一部を返還することがある。ただし、退学後帰国し、留学の在留資格が消失したこと証明、又は新たな教育機関の在学の証明、在留資格（留学以外）の取得の照明が必要。

【除籍、退学処分による場合】

原則として返金しない。

第4条 学則第29条に定める健康診断に関しては、4月期生については毎年5月、10月期生については毎年11月にそれぞれ年1回ずつ、校長が定めた医療機関にて実施するものとする。

付則 本細則は、令和7年10月1日から施行する